

少年の冤罪

—— ディスコミュニケーションからの考察 ——

服 部 朗

- 1 はじめに
- 2 少年の冤罪の構図（従来）
- 3 障がいのある人との面接から示唆されること
- 4 司法面接から示唆されること
- 5 少年審判におけるコミュニケーション
- 6 どのような取組みが必要か
- 7 わが国の現状
- 8 おわりに

1 はじめに

ディスコミュニケーションとは、広義には、コミュニケーションに「ズレ」がある状態を指す。⁽¹⁾ その「ズレ」は当事者間で気づかれていないこともあり、ときには、うまくコミュニケーションができていと認識されていることすらある。しかし、客観的には、相互の誤解や、情報の伝達・獲得の失敗が起きてしまっているような事態が、そこでは俎上にあげられる。

(1) ディスコミュニケーションの語を初めて使ったのは鶴見俊輔だといわれている。鶴見俊輔「コミュニケーション」思想の科学研究会『デューイ研究』（春秋社、1952年）129頁。

村山満明らは、ディスコミュニケーションの多義性・多層性を分析し、ディスコミュニケーションの諸相を以下の 5 つのレベルに整理している⁽²⁾。

レベルⅠ 言葉の意味の理解におけるディスコミュニケーション：記号としての言葉の公に共有されている意味を正しく理解できない（発話者が相手に理解できる言葉を用いていない）ことによる。

レベルⅡ 意図の理解におけるディスコミュニケーション：それまでの話の文脈を聞き手がよく理解できていない（発話者が分かりやすく説明できていない、漠然と話している）ために、発話の前提が聞き手には共有されず、発話（質問）の意図が理解できないことによる。

レベルⅢ 社会文化的な文脈によるディスコミュニケーション：聞き手は相手の話を理解できていると思っているが、その前提となる社会文化的な文脈の理解を聞き手が欠いているために、実際はその意味や意図を誤って理解していて、双方に理解のすれ違いが起きている状態。

レベルⅣ 視点取りにおけるディスコミュニケーション：相手の視点取り（相手の立場、今相手がおかれている状況に立つこと）の失敗、あるいは自分の考える前提や考えから離れられないことによって、相手の話の意図を正しく理解できないことによる。

レベルⅤ コミュニケーションの原則や目的におけるディスコミュニケーション：そこで行われているコミュニケーションの原則や目的が実際には共有されていないにもかかわらず、少なくともその一方は共有されていると思いこんでいて、表向きはコミュニケーションが継続していく状態。

この整理に従えば、本稿の考察対象は、主にレベルⅣとⅤのディスコミュニケーションにある。また、これらと相乗するレベルⅠとⅡのディスコミュニケーションも考察対象に含まれる。

ただし、ディスコミュニケーションは、コミュニケーションのズレに注目することだけが目的ではなく、そのズレが生成発展する仕組みを理解す

(2) 村山満明・稲葉光行・山田早紀「心理学からみた法の現場のディスコミュニケーションの諸相」（法と心理15巻1号、2015年）37頁。

ることで、むしろ当事者間の関係を創造的なものへと組み替える対話的な道を探ることに、より大きな目的がある⁽³⁾。

本稿はディスコミュニケーションの観点から少年の冤罪について考察するものであるが、かかる関心は筆者の次のような体験に根差している。筆者は、数は少ないが、付添人として少年事件とかかわることがある。警察の留置施設や少年鑑別所で少年と面接するとき、一見うまく話ができていようでも実は話が通じていない、ひょっとすると本当のところを聞けていないのではないかと、といった思いを抱くことがよくある。おそらく、相手の少年も同様に感じていることだろう。このような体験は、私のコミュニケーション能力の低さばかりでなく、コミュニケーションそのものが持つ「あやうさ」にも起因しているように思われてならない。こちらの態度や聞き方によって、相手の答えは変わる。ディスコミュニケーションの脈略に即していえば、面接という場面で、私と少年とがそれぞれ自分なりの「聞き方」「答え方」をするなかで、コミュニケーションは、相互に噛み合ったり、喰い違いながら、ある方向（それが正確な事件の理解へつながる道とは限らない）へ動いていく。このような「こわさ」を、少年との面接では、いつも感じる。

冤罪には、人違いや事件性がないのに犯人とされてしまう場合のほか、犯人とされた人が間違いなくその事件にかかわっていたとしても、認定された事実が実際の事実とあまりに大きくずれて不相応に重い刑罰を科されてしまう場合もある⁽⁴⁾。また、冤罪には、被疑者・被告人とのコミュニケーションのズレ——それが当事者の一方または双方に気づかれないままコミュニケーション自体は継続していくような場合に——そのズレが、聴取した事実の有無や意味に重大な誤りを生じさせ、その結果、例えば、犯罪の

(3) 山本登志哉・高木光太郎編『ディスコミュニケーションの心理学——ズレを生きる私たち』〔東京大学出版会、2011年〕3頁。

(4) 浜田寿美男『「自白」はつくられる——冤罪事件に出会った心理学者』〔ミネルヴァ書房、2017年〕235-236頁。

主観的要素である故意・過失の認定や、責任能力の有無・程度についての判断を誤らせて起きる場合もあろう。

2 少年の冤罪の構図（従来）

少年事件にも冤罪はある。いや、むしろ少年だからこそ起きやすい冤罪がある、と考えねばならない。では、少年の冤罪は、なぜ起きるのか。

草加事件（1985年）、綾瀬母子殺害事件（1988年）、調布駅前事件（1995年）、大阪地裁所長襲撃事件（2004年）など、これまでに知られている少年の冤罪事件を振り返ると、そこには、①予断に満ちた見込み捜査、②留置施設での身柄拘束下における長期間の取調べ、③自白の強要、威迫と利益誘導、④検察官、裁判官によるチェック機能の不全、⑤杜撰なアリバイ捜査などの共通の要素のあることが指摘されてきた。そこで、これらの冤罪事件の分析からは、少年の冤罪は、成人の冤罪にも共通する「自白偏重捜査」（自白の強要、威迫、誘導）と、「少年の特性」（自己弁護能力の低さ、被暗示性、迎合性）とが重なり合って起きるという構図が示され、したがって、冤罪を防ぐには、自白偏重捜査の是正と、少年の特性に配慮した取調べの重要性とが説かれることになる。

少年の冤罪は、しかし、強要や威迫によって、いわば、力でねじ曲げられて起きる場合に限らないのではないか。もしかすると、ディスコミュニケーションに起因する、それゆえ、気づかれにくい少年の冤罪もあるのではないか。そして、この気づかれにくい冤罪に目を向けることで、従来考えられてきた少年の冤罪を、ひとまわり大きな構図のなかで捉え直し、その防止策を再考してみる必要があるはしないか。

3 障がいのある人との面接から示唆されること

1 知的障がいのある人との面接

本稿のこのような問題関心にヒントを与えてくれるもののひとつに、障がいのある人との面接の実践知とその課題がある。

内田扶喜子らは、触法障がい者の弁護と支援のあり方について幅広く論じるなかで、知的障がいのある人には以下のようなコミュニケーション特性のあることを指摘している⁽⁵⁾。すなわち、

① 細切れで断片的な話し方をする。細切れとは、話がすぐ途切れ、長い会話が続き、相手の話を聞いて会話を発展させ、ふくらませていくことが困難なことをいう。

② 相手の質問に合わせた答えをすることが難しい。また、内容が理解できなくても、理解していないことを相手に知られたくないため、「わかった」と答えて話を終わらせてしまうこともある。

③ 話題が限定的である。

④ 順序立て、まとまった話をするのが苦手である。

⑤ 非言語的表現に敏感に反応する。強圧的な態度で接せられると、その相手には殊更、意に沿おうとすることも多い。

そして、内田らは、これらの障がい特性が、取調室のなかでは冤罪につながる可能性があることを、次のように示唆する。「知的障がいのある人は、一般に、自尊心が低い、暗示を受けやすい、衝動性が高いというような特徴がある。このため、ステータスを手に入れたい、帰属したい、関係を築きたい、認められたい、他人の意に沿いたいといった要求が知的障がいのない人に比べて、より先鋭化した形で発現しやすい。こうした属性を持つ人に対して、援助者の善悪の価値判断を示し（非審判的態度をとら

(5) 内田扶喜子ほか『罪を犯した知的障がいのある人の弁護と支援——司法と福祉の協働実践』〔現代人文社、2011年〕52-54頁。

ず)、心理的動揺をおさめるための措置をとらないまま(意図的な感情表出をせず、統制された情緒的関与を行わず)、『閉ざされた⁽⁶⁾質問』を連発して追及した場合(まさに捜査機関による取調べはそうなりがちである)、どのような結果になるかは、誰の目にも明らか⁽⁷⁾⁽⁸⁾である」。

また、内田らは、このような問題は支援者であるはずの弁護士との間でも起きうるとして、次のように述べる。「知的障がいのある被疑者・被告人は、弁護士から認められたいと思い、弁護士と関係を築きたいと思い、弁護士の意に沿いたいと思う。弁護士から、弁護士の考える客観的に肯認されるべき動機、犯行態様等が示され、『普通はこんな感じだよ』と言われれば、障がいがあると思われたくない(低く見られたくない)被疑者・被告人は、それをあたかも理解したうえでこれに同意したかのような態度を示すのである⁽⁹⁾」。

また、弁護士の辻川圭乃は、知的障がいのある人の刑事弁護の経験から、知的障がいのある人の障がい特性として、①認知能力の問題と②コミュニケーション能力の問題とをあげている。そして、内田らと同様に、①認知能力の問題として、「取調べで自分の不利な供述をした場合に法的にどのようにまずい立場になるのかなど予想できず、本当はやっていないのに、早く帰りたいからやったと言ってしまう⁽¹⁰⁾」ことなどを、また、②コミュニケーション能力の問題としては、「どんな質問に対してもすべて『はい』と答える傾向が強いし、また、権威者を喜ばせたい、承認されたいと

(6) 「はい、いいえ」または「A か B か」のように択一で答えられる質問を「クローズド質問」「閉じた質問」という。

(7) 内田・前掲(5)93頁。

(8) 強盗事件等で逮捕、勾留、起訴された知的障がい者が強盗事件につき真犯人が現れ無罪となったことにつき、知的障がい者であることを知りながら自白を誘導、偏重した結果であるとして、警察官及び検察官の行為の違法性を認め、国家賠償請求が容認された事例として、宇都宮地判平20・2・28判時2016号104頁。

(9) 内田・前掲(5)93頁。

(10) 辻川圭乃「障害者の事件の特殊性と弁護の在り方」佐藤博史編『シリーズ刑事司法を考える第2巻 捜査と弁護』〔岩波書店、2017年〕298頁。

いう願望があるため、取調官の望むような答えをする可能性がある。日常生活ではそうやって迎合することでうまくいくことが多いが、取調室では冤罪の温床になる⁽¹¹⁾」ことなどを指摘している。

2 発達障がいのある人との面接

発達障がいのある人との面接でも、コミュニケーションのズレが問題になる。

仲真紀子によれば、発達障がいのある人は以下のような特性を持つ⁽¹²⁾ (①～⑤は記銘と学習の特性、⑥～⑧はコミュニケーションの特性)。

① ASD (自閉スペクトラム症) の人は、他とは異なる独特の記憶パターンを示す。

② 自閉症においては複雑な(意味的)処理や意味的体制化が困難であり、そのために意味や文脈に基づく効果的な記銘が行われない。

③ 自閉症児においては何にどれだけ注意を払えば良いのか、文脈のなかのどの刺激が重要なのかといった判断が困難であり、また、情報を体制化するための方略がうまく使えないために、意味に基づく効果的な記銘が行われない可能性がある。

④ 出来事の記憶においては、時間とともに進行する出来事の要素(いつ、誰が、どこで、何を、どのように、どうした)を適切にサンプリングし、文脈と結びつけ、意味を抽出しながら記銘することが必要だが、自閉症ではこういった効率的な処理が不十分であり、記銘される情報が少ないのかもしれない。

⑤ 自閉症児においては心の理論の獲得が遅れる(心の理論が獲得されていない状態とは、他者の心の状態を推論できないだけでなく、自己の心の状態も適切に認識できない状態を意味する)。

(11) 辻川・前掲(10)299-300頁。

(12) 仲真紀子「発達障害をもつ人の記憶と面接」浜井浩一・村井敏邦『発達障害と司法—非行少年の処遇を中心に』[現代人文社、2010年]145-154頁。

⑥ ASD ではコミュニケーションの障がい、たとえば文脈にふさわしい発話の産出や発話理解ができない（言葉を字義どおりに取りがちである、意図が理解できない）。

⑦ 幼児や児童と同様、ASD においても気持ち、意図、動機に関する質問は困難で、その時どう思ったか、被害者はどう思っているか、反省はないのか等の質問に対しては、「言うべきことが心に思い浮かばない」事態が生じうる。

⑧ 面接場面では、有能でコミュニケーション能力がありそうに見える ASD であっても、「応答が曖昧」「話題が変わる」「アイコンタクトがとれない」「字義的な受け答えや誤った応答をする」「機嫌が悪くなる」等の問題がある。

そして、仲は、とくに ASD が被疑者である場合、面接者は有罪を推定しがちであることを指摘している⁽¹³⁾。

また、氏田照子は、内閣府障害者政策委員会の委員として、次のような趣旨の発言をしている。「発達障がいについては、精神鑑定の経験などから、誘導尋問にかかりやすく、事実と異なった記憶を定着させていることも少なくないことが知られています。これは、発達障がい者は尋問者の質問を正確に理解していないままに、納得してしまうと、それを自分の考えとして語ることによるものと思われます。聴取記録に出てくる内容と、本人の本来の認識・動機・行動とが異なっていることが少なからずあり、そうすると本当の認識・動機・行動が分からなくなってしまう⁽¹⁴⁾」。

このほか、ASD の人には、興味の限局ゆえに、その場にふさわしくない答えをしてしまったり、聞かれていないことについては重要なことでも答えないとといった供述特性もみられる。

(13) 仲・前掲 (12) 154頁。

(14) 内閣府障害者政策委員会第 3 小委員会（第 3 回、2012年10月15日開催）資料・氏田照子委員意見 http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/seisaku_iinkai/s_3/3/pdf/s2-2.pdf (2017年11月27日閲覧)。

そこで、このような認知やコミュニケーションの特性を知らずに、あるいは、十分な配慮をせずに面接を行うと、面接者としては慎重に事実を聴取したつもりであっても、実際には誤った事実を聴取してしまうという事態——それは、まさにディスコミュニケーションの一種である——が起きることになる。ただし、このことは、障がいのある人には何か問題があることを指摘するものではない。むしろ、障がいのある人の精神世界は驚くほど豊かである⁽¹⁵⁾。ここで確認したいのは、障がいのある人と、言葉を媒体として情報の伝達や獲得をしようとするときに生じやすいエラーがあり、そのエラーが気づかれにくいこともあって、司法という社会システムにおいては冤罪へつながるおそれが高いということである⁽¹⁶⁾。

4 司法面接から示唆されること

1 子どもと言葉

以上は障がいのある人との面接に関する知見だが、子どもとの面接にも共通することが多いのではないか。若年であることが虚偽自白と結びつきやすいことは、知的障がいの場合のそれと似ているとの指摘もある⁽¹⁷⁾。

一般に、子どもは、言葉で自分の体験や物事を説明するのが苦手である。それは、語彙に乏しかったり言語的スキルが低いからだけでなく、子どもは、①自分という感覚が未発達なこと、②情報源がはっきりしていないこと、③メタ認知が下手なこととも関係していよう。

筆者は、主語を全く使わずに話す少女と面接した経験がある。「行って、

(15) 例えば、東田直樹『跳びはねる思考——会話のできない自閉症の僕が考えていること』〔イースト・プレス、2014年〕、柴田保之『沈黙を越えて——知的障害と呼ばれる人々が内に秘めた言葉を紡ぎはじめた』〔萬書房、2015年〕。

(16) 例えば、アスペルガー障がいを有する被告人の自白の信用性が否定された事例として、東京高判平22・1・26判タ1343号247頁がある。

(17) 村山満明「供述の信用性判断と供述者の心理特性」浜田寿美男編『シリーズ刑事司法を考える第1巻 供述をめぐる問題』〔岩波書店、2017年〕225頁。

そしたら来て、それで、やって……」といった具合である。付添人として非行事実の確認をする必要があったので弱ったが、ある人から、それはマンガの吹き出しではないかと言われ合点がいった。このアドバイスをもらってからは、少女が頭に描いている風景を私も共有するようにして、つまり、少女のエピソード記憶に寄り添うようにして話を聴いた。

また、子どもは、聞きたくない言葉を聞かされ続けたり、大人の発する言葉によって傷つけられた体験を重ねてきた結果、言葉への、そして、その言葉を発する大人への不信を募らせていることが少なくない。沈黙が、少年の自己主張そのもののことだってある。

大人にとって言葉は自分の思考や物事を表現するための重要かつ有効なツールだが、子どもにとって言葉は自分と世界を隔てる「壁」であったり、自分を傷つける「刃物」であったり、負のイメージに染まっていることがある。

言葉ばかりがコミュニケーションのツールではないと聞き直してもよいが、しかし、非行事実の確認や動機の解明など、どうしても言葉を媒体として子どもから事実を聴き取らねばならない場面においては、どのようにして子どもとのコミュニケーションを開き、正確な事実をより多く聴き取るかが重要な課題となる。

2 司法面接

これに対し実践的な提言をしているのが司法面接 (forensic interviews) である。司法面接とは、法的な判断のために使用することのできる精度の高い情報を、被面接者の心理的負担に配慮しつつ得るための面接法のことである。⁽¹⁸⁾ 司法面接については、仲真紀子らによって詳細な紹介と検討が行われており、以下本稿における司法面接に関する記述も氏の著書に依っている。

(18) 仲真紀子編著『子どもへの司法面接—考え方・進め方とトレーニング』〔有斐閣、2016年〕2頁。

司法面接が開発された背景には、イギリスにおけるクリーブランド市事件(1986-87年)やアメリカにおけるマクマーチン事件⁽¹⁹⁾(1983年)などがあり、これらの事案を通して、面接者のバイアス、質問や面接の繰り返し、被疑者に対するネガティブなステレオタイプ、誘導的な面接技法などの問題が、子どもの暗示にかかりやすい傾向性(被暗示性)を高め、現実とはほど遠い供述を引き出してしまふことが気づかれ、子どもへの適切な面接法を確立することへの動機づけとなった⁽²⁰⁾。

司法面接は、①正確な情報をより多く引き出すこと、および、②子どもへの精神的負担を最小限にすることを目的とし、そのため、①できるだけ早い時期に、原則として1回だけ面接を行う、②面接を繰り返さないですむよう、録音・録画する、③オープン質問を用いて子どもの自由報告を最大限得ようとする、④自由報告を得るために、面接がゆるやかに構造化されている⁽²¹⁾といった、方法としての特徴を持つ⁽²²⁾。

司法面接のより具体的な方法としては、以下の4種類のオープン質問、すなわち、①誘いかけ質問:「話してください」「何がありましたか」など、回答の範囲を定めずに自由報告を促す発話、②時間分割質問:子どもが「叩かれた」とだけ述べたとしても、「叩かれる前、何があったかどんなことでも全部話してください」「叩かれた後、何があったかどんなことでも全部話してください」等、子どもが述べたことを区切りとして、前、後を話してもらう、③手掛かり質問:子どもが述べたことについて、さらなる情報を得る質問、④それから質問:子どもの報告をできるだけ持続させ、多くを話してもらうために、「そして」「それから」「それで」「その後

(19) マクマーチン事件については、E・W・バトラーほか原著、黒沢香・庭山英雄編訳『マクマーチン裁判の深層——全米史上最長の子ども性的虐待事件裁判』〔北大路書房、2004年〕を参照。

(20) 仲・前掲(18)15-23頁。

(21) 5W1Hで尋ね、相手に自由に答えてもらう質問を「オープン質問」「開いた質問」という。

(22) 仲・前掲(18)2-7頁。

は」などと尋ねる質問を用いるとともに、⑤エコーイング：被面接者の言葉を繰り返す、⑥あいづち、などの促しを適宜加えることが有効だとされている。逆に、①子どもの年齢にふさわしくない難しい言葉や概念、②長い発話、③埋め込みのある質問、④指示代名詞（あの、その）を含んだ質問、⑤否定形の質問、⑥マルチ質問（複数の命題をひとつの質問で尋ねる質問）、⑦誘導質問、⑧暗示質問などは、不適切な質問形式だとされている。⁽²³⁾

司法面接は、歴史的には、子どもの被害者・目撃者を対象に発展してきた。しかし、司法の場で用いる情報収集のための面接法という観点からいえば、被疑少年の取調べも司法面接の対象に含まれることになる。⁽²⁴⁾

5 少年審判におけるコミュニケーション

少年の冤罪の原因を、少年とのコミュニケーションに光をあてて捉えようとする試みは、本稿が最初ではない。

中川孝博は、2000年の少年法改正で少年審判への検察官関与（少22条の2）が「事実認定の適正化」を理由に導入されたことに疑問を呈し、「事実認定の適正化」は、少年とのコミュニケーションが適切になされる審判過程を通じてこそ実現されるものである、と説く。⁽²⁵⁾そして、草加事件の少年審判において実際に裁判官と少年との間で交わされたコミュニケーションを検証して、次のように述べる。「(裁判官は、) 少年に問いを発してはいる。しかし、彼らは少年の言葉を聴いてはいないのである。草加事件の少年たちは、裁判官とのコミュニケーションにより二重の被害を受けている。第1に、裁判官が少年の物語を聴かないことである。第2に、裁判官が自己の物語に固執し、その場を強力にコントロールしているため、少年

(23) 仲・前掲 (18) 77-79頁。

(24) 仲・前掲 (18) 2、95-96頁。なお、被疑者を対象とする面接法として、イスラエルの NICHHD 被疑者面接プロトコルや、イギリスの PEACE モデルがある。

(25) 中川孝博『刑事裁判・少年審判における事実認定—証拠評価をめぐるコミュニケーションの適正化』〔現代人文社、2008年〕181・182、208・209頁。

は自身の主張が十分にできないことである。少年が自己の物語を語るためには、そうできるような場が設定されねばならない。その場を設定する第一の責任者は、もちろん手続の主宰者たる裁判官である。『少年の言葉を聴く』ためには、一件記録を検討して自ら構成した物語はひとまず脇に置き、少年の物語を聴く姿勢をもって、少年の物語を十分に引き出すような質問をし、少年の返答に十分に反応する必要がある⁽²⁶⁾」と。

裁判官は少年から十分話を聴いていると思っている。しかし、少年は話を聴いてもらえていないと感じている。しかし、審判は、軌道修正されず、そのまま進行している。これは、まさにディスコミュニケーションの一場面(村山らの整理によればレベルIVないしVのディスコミュニケーション)といえよう。

6 どのような取組みが必要か

こうしてみると、少年の冤罪をディスコミュニケーションの観点から考察するという本稿の関心に対し、直接または間接的に様々な知見が蓄積されつつあることがわかる。

では、前記3・4の各論者は—その議論の対象は、障がい者、年少の被害者・目撃者、被疑者・被告人など異なるが—正確な事実聴取のために何が必要だとしているのだろうか。その提言には、ケース臨床上の配慮と(法)制度的保障のふたつのレベルがあるが、以下では、とくに後者を中心に、本稿の関心にとり参考になりうるものを抽出したい。

(1) 内田扶喜子らの提言

内田らは、①取調べの可視化、③独立した第三者の立合い(オーストラリア・ビクトリア州のインディペンデント・サード・パーソン制度(Independent Third Person)⁽²⁷⁾)やイギリスのAA制度(後述)、③捜査員の障がい特性への

(26) 中川・前掲(25)206頁。

(27) ITP制度とは、知的障がいのある人を刑事事件の被疑者、被害者、証人とし

理解推進などをあげる。⁽²⁸⁾

(2) 辻川佳乃の提言

辻川は、障がいのある被疑者・被告人に対する弁護のあり方として、①弁護人がまず目の前の被疑者・被告人に障がいがあることに気づくこと、②取調べの可視化、③捜査機関や、場合によっては留置施設に対し、合理的配慮を求める申入れを行うこと、④表面的に見えている動機ではなく、裏に隠された真の動機を明らかにすること。そのためには、被疑者・被告人と何度も接見を重ね、信頼関係を築くこと、⑤福祉についての専門家や福祉機関との連携をはかることをあげる。⁽²⁹⁾①・③・④はケース臨床上の配慮、②は制度的保障、⑤は両者にまたがるものといえよう。

(3) 氏田照子の提言

氏田は、①捜査段階における心理・福祉等の専門家等（被疑者の持つ黙秘権など「刑事手続上の権利」について適切な知識・認識を保持する心理・福祉関係者、教育・医療関係者、友人等支援者）による立会い、②取調べの全行程（特に取調べ初期）の録音録画、③公判段階における適正な手続の確保（適正な手続の確保がなされないままに自白がなされた場合には、証拠として採用されない仕組みや、発達障がい者が被告人や証人として質問や尋問を受ける場合には、発達障がいの特性に対応した適切な情報提供やそのために必要な専門家等の支援が受けられるような仕組みの創設）、④司法・警察関係者の発達障がいへの理解の促進（発達障がいの特性、障がいに配慮したコミュニケーション方法、関係の構築や支援の基本などについての理解等を促進する研修の一層の充実、科学的な面接法（司法面接等）の修得と実施、警察関係者に

て警察が事情聴取するとき、ITP の立ち合いを義務づけるもので、ITP は、警察官が被疑者の知的障がいに配慮した聴取を行ったかどうかを監視する。ITP は、司法省の関連部局である後見人局（Office of Public Advocate）に所属し、知的障がいの障がい特性などについて一定の訓練を受けた市民のボランティアが、この任にあたる（内田ほか・前掲（5）202頁）。

(28) 内田ほか・前掲（5）201-203頁。

(29) 辻川・前掲（10）313-315頁。

対しては、地域の医療・福祉領域との連携関係の構築、裁判員裁判においては、⁽³⁰⁾発達障がいについての正しい理解に基づいた裁判長の訴訟指揮)を提言する。

(4) 司法面接の提言

司法面接があげる臨床上の配慮は多岐にわたる。司法面接それ自体が、面接の空間、手順、方法等に関する配慮をまとめたパッケージであるともいえる。

司法面接の求める制度的保障としては、①面接のビデオ録画、②チェックできる事実情報 (checkable facts) の収集、および、③研修の実施、その効果測定ならびに研修プログラムへのフィードバックがあげられよう。ただし、①は、被害者または目撃者である子どもの負担を軽減すること、すなわち、事件後できるだけ早い時期に、原則として1度だけ面接を丁寧に行い、これをビデオ録画することで何人もの大人が子どもに繰り返し同じような質問をすることを避け、これによって、正確な供述を得るとともに、子どもに嫌な記憶を何度も思い出させ、心の傷を深めたり、大人全体に不信感を募らせないようにすること、また、子どもができるだけ法廷で証言しなくてすむことを目的としている。⁽³¹⁾②について、仲は、「子どもから信用性のある情報を引き出すには、誘導・暗示のない面接で、子どもの言葉で語られた情報を得ることに加え、供述の信用性を客観的に判断できる情報 (外部の客観的情報と照合できる情報: checkable facts) を引き出すことが重要である。子どもの供述と一致する客観的な情報は、子どもの供述の信用性を高める補助証拠として用いることができる」として、その重要性を指摘している。⁽³²⁾

(5) イギリスにおける「適切な大人 (Appropriate Adult)」制度

内田や氏田が提案する立会い制度に関連して、イギリスの「適切な大人

(30) 内閣府障害者政策委員会第3小委員会 (第3回) 資料・氏田照子委員意見・前掲 (14)。

(31) 英国内務省・英国保健省編、仲真紀子・田中周子訳『子どもの司法面接——ビデオ録画面接のためのガイドライン』〔誠信書房、2007年〕iii-5頁。

(32) 仲・前掲 (18) 127、242-243頁。

(Appropriate Adult)』制度（以下、AA と略す）⁽³³⁾に触れておきたい。

AA 制度とは、少年や知的障がい者等の要援護被疑者（vulnerable suspects）が警察署において権利告知や取調べを受ける際、その援助者として⁽³⁴⁾必要的に立ち会うもので、その担い手は、「①親、後見人、又は、少年が地方自治体若しくはボランティア機関の保護下にあるとき若しくは1989年児童法に基づく養護下にあるときは、当該自治体又は当該機関の者、②地方自治体の社会福祉部門のソーシャルワーカー、③そのいずれをも欠くときは、警察官又は警察に雇用されている者を除く18歳以上の責任ある大人」と規定⁽³⁵⁾されている。

AA 制度は、「1984年警察・刑事証拠法（The Police and Criminal Evidence Act 1984）」とその運用規程のもとで制度化された。その背景には、少年らの冤罪事件（コンフェイト事件（1972年））を契機として警察の捜査のあり方、とくに少年および精神的ハンディキャップのある被疑者の取扱いが深刻な問題となり、これが1977年に設立された「刑事手続に関する王立委員会」の主要な関心事となり、同委員会が1981年に出した報告書のなかで多くの勧告が行われたこと⁽³⁶⁾がある。

AA が立会う目的は、警察・刑事証拠法の運用規程が「少年又は精神障がい者その他の精神的な支援を要する人々は、しばしば信用性のある証拠を提供することもできるが、一定の状況下では、その意味を知らず又はそうすることを望まないのに、信頼性がなく、誤解を招きやすく、又は自己負面的な情報を提供する傾向が顕著である。そのような人物に質問する場

(33) AA については、京明『要支援被疑者（vulnerable suspects）の供述の自由』〔関西学院大学出版会、2013年〕、とくに第Ⅱ部「イギリスの『適切な大人（Appropriate Adult）』制度の生成と発展」を参照。

(34) ただし、①罪証の隠滅・他者への危害・財物への損害の可能性がある場合、②まだ逮捕されていない共犯者を警戒させるおそれがある場合、③犯罪の結果として得られた財産の回復を妨げるおそれがある場合など、緊急の場合は除かれる。京・前掲（33）104頁。

(35) 京・前掲（33）98頁。

(36) 京・前掲（33）90-96頁。

合には、常に特別な配慮が払われるべきであり、相手方の年齢、精神状態もしくは能力に疑義がある場合には、AA が関与すべきである」と規定しているところから、少年等の要支援被疑者の供述の信用性を確保することにあるといえる⁽³⁷⁾。

また、取調べにおける AA の役割について、同運用規程は、「取調べを受ける者に助言をし、取調べが適切かつ公正に行われているかを観察し、取調べを受けている者とのコミュニケーションを促進すること」と規定している。なお、ここにいうコミュニケーションとは、捜査官と少年とのそれを指し、AA には、少年が自己の置かれた状況や自己への発問ならびに自己の供述の意味を理解できるよう、徹底して、警察から独立した第三者からの援助、監視、そして介入を行う役割が求められている⁽³⁸⁾。

イギリスでは、ほとんどの少年に AA がついているようであり、その内訳は、親または後见人約60パーセント、その他の親族約10パーセント、ソーシャルワーカー約20パーセントである⁽³⁹⁾。

しかし、実際の運用には問題もあり、AA は所期の目的を十分には果たせてはいないようである。例えば、ある調査結果によれば、取調べに立ち会った親その他の AA (ソーシャルワーカーを除く) の約4分の3は、取調べに対し何の寄与もせず、その4分の3も含め、仮に何がしかの寄与をした場合であっても、少年に対する援助的な対応と非援助的な対応とは、ほぼ半々に分かれ、非援助的である場合には、少年に自白するようプレッシャーをかけている。また、別の調査結果によると、ソーシャルワーカーには、少年の援助という福祉的な役割がある一方で、その円滑な職務の遂行のためには警察と良好な関係を保っていなければならないという統制的な側面があるが、この後者の側面がますます強調され、また各機関相互の連携が図られていくにつれ、そのような緊張関係はますます高まる結果、取

(37) 京・前掲 (33) 103-105頁。

(38) 京・前掲 (33) 106頁。

(39) 京・前掲 (33) 107-108頁。

調べにおいては消極的な姿勢をとらざるを得なくなるほか、ソーシャルワーカー本人に少年を援助するつもりがあっても、少年からはもはや自分を拘束し処罰するシステムの一員としてしか見られなくなってしまっている⁽⁴⁰⁾といった問題も指摘されている。

7 わが国の現状

1 制度的保障の現状

以上をまとめると、①取調べの可視化、②立会い制度の確立、③適正な手続の確保（適正な手続の確保がなされないままに自白がなされた場合には、証拠として採用されない仕組みや、発達障がい者が被告人や証人として質問や尋問を受ける場合には、発達障がいの特性に対応した適切な情報提供やそのために必要な専門家等の支援が受けられるような仕組みの創設）、④面接法の研修が、正確な事実聴取のための制度的保障として求められているといえよう。これらのうち、①・②・④については、わが国でも、以下に示すように、部分的にはすでに実施されており、また、特定の分野または対象者については最近急速に関心が高まり、具体的な実践も始まりつつある。③については、2016年の発達障害者支援法の改正により、「国及び地方公共団体は、発達障害者が、刑事事件若しくは少年の保護事件に関する手続……の対象となった場合……において、発達障害者がその権利を円滑に行使できるようにするため、個々の発達障害者の特性に応じた意思疎通の手段の確保のための配慮その他の適切な配慮をするものとする」との規定（12条の2）が新設され、現在、その具体的な手続保障のあり方が問われている。

(1) 弁護士会の取組み

日本弁護士連合会では、障がいのある人との面接にあたって、まず必要

(40) 京・前掲(33)111-112頁。

なことは、面接する相手に障がいのあることに気づくことであることから、「気づいてください」チラシ(触法障がい者の刑事弁護に関するチラシ)を作成している⁽⁴¹⁾。また、大阪弁護士会では、2014年6月より、被疑者・被告人に障がいがある場合等に、弁護人からの依頼に応じ、よりスムーズに福祉専門職に関与してもらい、被疑者・被告人の生活の立て直しを支援してもらう仕組み(大阪モデル)を立ち上げた。このほか、各地の弁護士会では、障がいのある人が刑事手続にのった場合に、障がい特性をわかった専門の弁護士を派遣する動きも徐々に広がっている⁽⁴²⁾。

(2) 検察の取組み

2011年3月に検察の在り方検討会議が公表した提言「検察の再生に向けて」⁽⁴³⁾には、知的障がいによりコミュニケーション能力に問題がある被疑者等に対する検察官の取調べにおいて、録音・録画の試行や、心理・福祉関係者の立会いを求めるよう努めることなどが盛り込まれている。これを受けて、最高検察庁は、地方検察庁における知的障がいによりコミュニケーション能力に問題のある被疑者等の取調べの録音・録画の試行と、東京、大阪、名古屋、横浜の4地検において、知的障がいのある被疑者の取調べへの福祉の専門家の立会いの試行を始めている。

また、検察庁では、年少者の被害供述の信用性が否定された事例と、年少者は正確な記憶を保持する能力に一定の限界がある上、一般的には被暗示性などから記憶がゆがめられるおそれがあり、親の意向に従うといった傾向や親しみを抱いた人に迎合する可能性があることなどへの認識の高ま

(41) 日本弁護士連合会「気づいていますか—あなたの被疑者・被告人に障がいがあるかもしれません」https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/activity/data/handicapped_person_criminal.pdf (2017年12月22日閲覧)。

(42) 辻川圭乃「弁護士会による罪に問われた障害のある人の『入口』支援の現状と課題」(早稲田大学社会安全政策研究所紀要7号、2015年)237頁。

(43) 検察の在り方検討会議「検察の再生に向けて」www.moj.go.jp/content/000072551.pdf (2017年12月22日閲覧)。

(44) 名古屋高判平19・8・24高裁速報(平19)号408頁、東京高裁平26・9・9(LEX/DB:25504806)など。

りとを踏まえ、年少者や知的障がい者に対する事情聴取に際しては、司法面接の手法を取り入れた手法（司法面接的手法）を検討・試行している⁽⁴⁵⁾。

（3）警察の取組み

2010年2月から12年2月に開催された国家公安委員会委員長主催の「捜査手法、取調べの高度化を図るための研究会」の最終報告を受け2012年3月に「捜査手法、取調べの高度化プログラム」が作成され、これを踏まえ、同年12月に警察庁刑事局刑事企画課『取調べ（基礎編）』が作成されている。この教材では、「取調べにおいて真実の供述を得るための効果的な質問や説得の方法、虚偽供述が生まれるメカニズムとこれを防止するための方策等を始めとする心理学的な手法等を取り入れて取調べ技術の体系化を図り、これに基づいた研修・訓練を実施していくことにより、取調べに従事する全ての警察官が、人間の心理の理解に基づいた一定レベル以上の取調べ技術を習得していくこと」を目的としている⁽⁴⁶⁾。

2 少年に対する面接上の配慮

このように、年少者から被害供述を得る場面や、知的障がいのある人との面接場面については、近年関心が高まり、具体的な施策が検討かつ実施されつつある。しかし、その一方で、被疑者である少年の取調べについては、現在十分な関心と配慮が払われている状況にはない。これは、少年は、自己の体験を言葉で伝えるににくいという意味で同じく「供述弱者」であることの認識が十分には定着していないせいであろう。

ところで、少年警察活動規則（国家公安委員会規則）は、少年警察活動の基本のひとつとして、「少年の心理、生理その他の特性に関する深い理解をもって当たること」を掲げ（3条2号）、触法少年の調査に当たって

(45) 佐久間佳枝「年少者の取調べ（司法面接）」高嶋智光編集代表『新時代における刑事実務』[立花書房、2017年] 45頁、稲川龍也「いわゆる『司法面接』に対する検察の取組」（法と心理16巻1号、2016年）31頁、

(46) 警察庁刑事局刑事企画課「取調べ（基礎編）」<https://www.npa.go.jp/sousa/kikaku/20121213/shiryou.pdf>（2017年12月22日閲覧）。

は、「特に低年齢少年が精神的に未成熟であり、可塑性に富むこと、迎合する傾向にあること等の特性を有すること」に配慮すること(15条2項)、および、「少年に質問するに当たっては、当該少年に無用の緊張又は不安を与えることを避け、事案の真相を明らかにし、事後の効果的な指導育成に資するよう、少年の保護者その他の当該少年の保護又は監護の観点から適切と認められる者の立会いについて配慮する」こと(20条4項)、ぐ犯少年の調査に当たっても、これと同様の配慮をすることを求めている(27条2項、32条)。また、「少年警察活動推進上の留意事項について」(警察庁次長通達)は、「少年の被疑者の取調べを行う場合においては、やむを得ない場合を除き、少年と同道した保護者その他の適切な者を立ち合わせることに留意する」こと(第5の4(2))、触法少年の質問に当たっては、「当該少年に無用の緊張又は不安を与えることを避け、事案の真相を明らかにし、事後の効果的な指導育成に資するよう、少年の保護者その他の当該少年保護又は監護の観点から適切と認められる者の立会いについて配慮する」こと(第6の7(2))、ぐ犯調査に係る質問についても上記第5の4に準ずることを、それぞれ求めている(第7の6)。しかし、保護者等の立会いは、ほとんど行われていないのが現状である。

8 おわりに

従来、少年の冤罪は、成人の冤罪にも共通する「自白偏重捜査」(自白の強要、威迫、誘導)と「少年の特性」(自己弁護能力の低さ、被暗示性、迎合性)とが重なって起きるという構図のもとで説明されてきた。本稿では、これにくわえ、ディスコミュニケーションに因る冤罪、すなわち、コミュニケーションのズレから誤った事実を聴取したために起きる、それゆえ、見えにくい冤罪に関心を向けてきた。

もちろん、人と人とが言葉を交わす以上、ディスコミュニケーションをなくすことなどできない。しかし、人生を左右する司法過程においては、

誤った事実や行為の意味を、それが誤りであることに（当事者の一方または双方が）気づかないまま聴取してしまうことがあることを司法関係者は十分認識し、まずは、そのズレに気づき、また、そのズレを最小化するための制度的保障のあり方を考えていく必要がある。本稿では、この課題に対し、知的障がいのある人との面接や司法面接等を手掛かりに考察し、①取調べの可視化、②立会い制度の確立、③適正な手続の確保、④面接法の研修に言及した。

しかし、①については、はたしてディスコミュニケーションはビデオに映るのか（目に見えるのか）、という疑問がある。ビデオを再生した結果、ふつうにコミュニケーションが行われているように見えることから任意性も信用性もある供述だと、逆にお墨付きを与えられてしまい、そのビデオが実質証拠として公判に顕出されれば、冤罪の上塗りをしてしまう事態さえありうる。取調べの可視化は、ディスコミュニケーションに因る冤罪の発見および防止に必ずしも有効ではないと考えねばならない。ただし、本稿は、取調べの可視化が不要だと主張するものではなく、それは、必要条件のひとつ、および、事後検証の道具のひとつに止まることを確認したいのである。

②については、少年のことをよく知っている保護者や知人が取調べに立ち会い、少年の話し方の特徴や、少年の言葉の真意を捜査官に伝えることで、誤った事実の聴取を防ぐことが期待できよう。しかし、イギリスの「刑事手続に関する王立委員会」の勧告にも述べられているとおり、親が常に援助的に行動するわけではないし、また、その立会いが必ずしも少年の被暗示性の問題を解決するものでもない⁽⁴⁷⁾。

イギリスの AA 制度等を参考に、わが国でも、一定の法律の知識を有する、子どもの教育・福祉・心理の専門家を取調べに必要的に立ち会わせ、いわば通訳者ないし媒介者として、少年には法律家言葉 (lawyeresse)

(47) 京・前掲 (33) 94頁。

の意味を、捜査官には少年の言葉の意味をわかりやすく伝え、両者のコミュニケーションを促進するとともに、その間に起きるズレを最小化する制度を創設することも検討に値しよう⁽⁴⁸⁾。

また、少年の取調べに弁護士を必要的に、また、必要に応じて立ち会わせる制度についても検討を進めるべきであろう。さらには、弁護士とAA的な者との共同立会いが求められるケースもあろう。ただし、制度の具体的な設計にあたっては、わが国とイギリスとの取調べ時間の違いにも目を向ける必要がある。イギリスでは、少年の取調べは、その71パーセントが15分未満で終了し（平均は14分）、しかも取調べが3回以上行われた事例はなく、93%が1回のみで終了しているとのことである⁽⁴⁹⁾。

③については、今後、②の立会い制度を含め、正確な事実聴取のために必要な手続保障のあり方を具体的に詰めていく必要がある⁽⁵⁰⁾。このことは、少年司法における適正手続保障の意味およびその内容を、少年とのコミュニケーションのあり方から幅広く洗い直す契機となろう。

④については、重要であるが、一定の効果を期待するところにとどまろう。

このようにみえてくると、ディスコミュニケーションに因る少年の冤罪を防ぐ絶対的な手段は存在しないともいえる。しかし、このことは、その防止が不可能なことを述べるものではなく、少年との面接場面には絶えず冤罪の危険が伴っていることを司法関係者が深く認識すること、その上で、臨床上の配慮と①・②・③・④等の諸施策を幾重にもかさねていくことの

(48) この点、イギリスにおける intermediary の着想が参考となろう。See, JOYCE PLOTNIKOFF & RICHARD WOOLFSON, INTERMEDIARIES IN THE CRIMINAL JUSTICE SYSTEM: IMPROVING COMMUNICATION FOR VULNERABLE WITNESSES AND DEFENDANTS (Policy Press 2015).

(49) 京・前掲 (33) 120頁。

(50) イギリスにおいては、AAの立会いなしに取調べが行われた場合、または、立会い自体はあったが有効な援助がなされなかった場合には、そこで得られた少年等の供述は証拠から排除される場合があるようである。京・前掲 (33) 104, 153, 202-216頁。

必要性を確認したいのである。

結局は、制度的保障のあり方を考えつつ、法曹関係者一人ひとりが言葉の感覚を研ぎ澄ましていくことが、迂遠ではあっても有効な防止策につながる確かな道なのではないか。そのためには、少年司法の捜査、調査、審判の各場面において、実際に少年と捜査官、付添人、調査官、裁判官等との間でコミュニケーションがどのように行われているか、そこにはディスコミュニケーションをはじめ、どのような課題があるか、そして、それが事実の認定やケースの理解にどのように影響しているかの検証を、法律家、心理の専門家、会話分析の専門家等が協働して行い、司法の現場から法とコミュニケーションの実践的な理論を立ち上げていくことが望まれている。